

令和8年9月3日

保護者の皆様

大津市立堅田小学校
校長 西田 元

警報発令等非常変災時の措置について（お知らせとお願い）

平素は、本校教育に対してご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
非常変災が予測される場合の学校対応について、児童の安全を第一に考え、下記の非常措置をとらせていただきます。また、年間を通じての措置となります。
何とぞご理解の上、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 特別警報（警戒レベル5）、危険警報（警戒レベル4）、暴風警報の発令時等における措置

(1) 特別警報（警戒レベル5）、危険警報（警戒レベル4）、暴風警報の発令時における措置

登校前	当日の午前7時の時点で、 <u>特別警報（警戒レベル5）、危険警報（警戒レベル4）、または暴風を含む警報</u> が発令中の場合は、臨時休業とします。
登校後	<u>特別警報（警戒レベル5）、危険警報（警戒レベル4）、または 暴風を含む警報</u> が発令された場合には、下校の措置をします。 通学路の安全、状況等を総合的に勘案の上、終業時刻を繰り上げて下校させたり、「学校待機」や「保護者の迎えによる引き渡し」としたりするなど、非常措置をとる場合があります。

(2) 特別警報（警戒レベル5）、危険警報（警戒レベル4）、暴風警報発令前における特例措置
上記の警報等が出ていない場合でも、天気が急変し、強風・大雨等が心配される際は、通学路の安全、状況等を総合的に勘案の上、「自宅待機」や「学校待機」、または「保護者の迎えによる引き渡し」としたり、終業時刻を繰り上げて下校させたりするなど、非常措置をとる場合があります。

(3) 特別警報（警戒レベル5）、危険警報（警戒レベル4）、暴風警報解除後の措置
午前7時までに、上記の警報等が解除された場合であっても、通学路等の状況から災害等の危険が予測される場合には、自宅待機や始業時刻の繰り下げ、臨時休業等を行う場合があります。

2 熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）の発令時における措置

「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」が発表された場合、その翌日は臨時休業とします。

3 その他の警報（大雨、洪水、大雪等の警報）の発令時における措置

その他の警報（大雨、洪水、大雪等の警報）が発令されても、それだけで直ちに臨時休業ではありません。ただし、状況を見て、臨時休業、始業時刻の繰り下げ及び終業時刻の繰り上げ等の非常措置をとる場合があります。その場合はテトルで連絡します。連絡のない時は、通常どおり登校させてください。

※いずれの場合も、第1報はテトル配信を予定しています。